

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年2月24日提出

伊奈町長 大島清

専決（指定）第4号

専 決 処 分 書

下記の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和4年12月1日

伊奈町長 大島 清

記

- 1 件 名 物損事故における損害賠償額を定め、和解することについて
- 2 相 手 方 住 所 伊奈町中央一丁目147番地2
氏 名 松本 浩一郎
- 3 事故の概要 (1) 事故発生年月日 令和4年8月9日
(2) 事故発生場所 伊奈町中央一丁目147番地2
- 4 損害賠償額 289,000円

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて
次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、意見を求める。

住 所 ○○○○○○○○○○○○

氏 名 内 村 ひろえ

令和5年2月24日提出

伊奈町長 大 島 清

提 案 理 由

人権擁護委員の内村ひろえ氏の任期が令和5年9月30日で満了となるため、引き続き同氏を推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める必要があるためこの案を提出するものである。

第1号議案

伊奈町固定資産評価審査委員会の委員の選任について
伊奈町固定資産評価審査委員会の委員に次の者を選任することについて、
同意を求める。

住 所 ○○○○○○○○○○○○

氏 名 三日尻 憲一

令和5年2月24日提出

伊奈町長 大 島 清

提 案 理 由

伊奈町固定資産評価審査委員会の委員の三日尻憲一氏の任期は、令和5年3月31日で満了となるが、同氏を再選任することについて同意を得たいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、この案を提出するものである。

第2号議案

伊奈町固定資産評価審査委員会の委員の選任について
伊奈町固定資産評価審査委員会の委員に次の者を選任することについて、
同意を求める。

住 所 ○○○○○○○○○○

氏 名 大塚 哲章

令和5年2月24日提出

伊奈町長 大 島 清

提 案 理 由

伊奈町固定資産評価審査委員会の委員に大塚哲章氏を選任することについて同意を得たいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、この案を提出するものである。

第3号議案

伊奈町固定資産評価審査委員会の委員の選任について

伊奈町固定資産評価審査委員会の委員に次の者を選任することについて、
同意を求める。

住 所 ○○○○○○○○○○○○

氏 名 波多野 修一

令和5年2月24日提出

伊奈町長 大島 清

提 案 理 由

伊奈町固定資産評価審査委員会の委員に波多野修一氏を選任することについて同意を得たいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、この案を提出するものである。

第5号議案

財産の取得の一部変更について

次のとおり、令和4年9月6日議決第49号で可決された、財産の取得の一部を変更することについて議決を求める。

- | | |
|---------|---------------|
| 1 財産の種類 | 防火衣等備品 |
| 2 納入期限 | 変更前 令和5年3月15日 |
| | 変更後 令和5年6月30日 |

令和5年2月24日提出

伊奈町長 大島 清

提案理由

防火衣等備品の物品売買契約中、納入期限を変更したいので、この案を提出するものである。

第5号議案 参考資料

第46号議案

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて議決を求める。

- | | |
|---------|---|
| 1 財産の種類 | 防火衣等備品 |
| 2 数 量 | 防火帽 61個 |
| | 防火衣用シコロ 61個 |
| | 防火衣 上下 61着 |
| | 防火長靴 61足 |
| | 墜落制止用器具 7本 |
| 3 契約の方法 | 指名競争入札による契約 |
| 4 納入期限 | 令和5年3月15日 |
| 5 契約金額 | 12,208,240円 |
| 6 契約業者 | 埼玉県上尾市大字原市505番地の14
有限会社宇井縫製
代表取締役 宇井 省二 |

令和4年9月6日提出

伊奈町長 大島 清

議決第49号

令和4年9月6日 原案可決

伊奈町議会議長 永末厚



提案理由

防火衣等備品を購入したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）第3条の規定により、この案を提出するものである。



物品売買変更仮契約書

1. 件 名 消防広域化準備事業（防火衣等備品購入）
2. 変 更 事 項
- (1) 納入期限 原履行期限 令和5年3月15日
変更履行期限 令和5年6月30日
- (2) 納入場所 原納入場所
北足立郡伊奈町大字小室4885番地
(伊奈町消防本部)
- 変更納入場所
北足立郡伊奈町中央四丁目355番地
(伊奈町役場)
3. その 他 原契約書のとおり

令和4年9月6日締結した物品売買契約（議決第49号）を上記のとおり変更する。

この契約について、町議会の議決を得たときは、これを本契約とみなす。

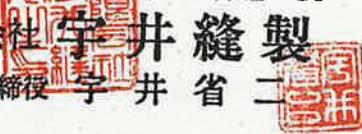
この契約書の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 5 年 2 月 9 日

住 所 埼玉県北足立郡伊奈町中央四丁目355番地
発注者 伊奈町
氏 名 伊奈町長 大島 清



住 所 埼玉県上尾市大字原市505番地の14
受注者 有限会社 宇井縫製
氏 名 代表取締役 宇井省二



第20号議案

地方公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第6条のうち、伊奈町職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第7号）第17条の表及び第20条の表の改正規定中「「第8条」を「第9条」に、」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年2月24日提出

伊奈町長 大島 清

提 案 理 由

地方公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例において改正の必要のない規定が生じているため、当該条例を改正したいので、この案を提出するものである。

第20号議案 參考資料

地方公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>第1条から第5条まで 略 (伊奈町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)</p> <p>第6条 伊奈町職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第7号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。</p> <p>(3) 伊奈町職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</p> <p>第9条第2号中「(昭和59年条例第4号)」を削り、同条に次の1号を加える。</p> <p>(3) 伊奈町職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</p> <p>第16条の表第4条第11項の項を削り、同表第10条第2項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第13条第1項の項中「場合は」を「場合には」に改め、同表第13条第4項の項を削り、同表第13条第5項の項中「伊奈町職員の育児休業等に関する条</p>	<p>第1条から第5条まで 略 (伊奈町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)</p> <p>第6条 伊奈町職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第7号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。</p> <p>(3) 伊奈町職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</p> <p>第9条第2号中「(昭和59年条例第4号)」を削り、同条に次の1号を加える。</p> <p>(3) 伊奈町職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</p> <p>第16条の表第4条第11項の項を削り、同表第10条第2項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第13条第1項の項中「場合は」を「場合には」に改め、同表第13条第4項の項を削り、同表第13条第5項の項中「伊奈町職員の育児休業等に関する条</p>

例」の次に「(平成4年条例第7号)」を加え、「場合は」を「場合には」に改める。

第17条の表中「第8条」を「第9条」に、「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「(昭和25年法律第261号) 第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削る。

第19条の表第10条第2項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第13条第1項の項中「場合は」を「場合には」に改め、同表第13条第4項の項を削り、同表第13条第5項の項中「伊奈町職員の育児休業等に関する条例」の次に「(平成4年条例第7号)」を加え、「場合は」を「場合には」に改め、同表第17条の8の項を次のように改める。

第17条の8	第4条第2項から第10項まで、第8条、第9条及び第9条の3	第8条、第9条及び第9条の3
	定年前再任用短時間勤務職員	短時間勤務職員

第20条の表中「第8条」を「第9条」に、「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「(昭和25年法律第261号) 第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削る。

第21条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

例」の次に「(平成4年条例第7号)」を加え、「場合は」を「場合には」に改める。

第17条の表中「第8条」を「第9条」に、「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「(昭和25年法律第261号) 第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削る。

第19条の表第10条第2項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第13条第1項の項中「場合は」を「場合には」に改め、同表第13条第4項の項を削り、同表第13条第5項の項中「伊奈町職員の育児休業等に関する条例」の次に「(平成4年条例第7号)」を加え、「場合は」を「場合には」に改め、同表第17条の8の項を次のように改める。

第17条の8	第4条第2項から第10項まで、第8条、第9条及び第9条の3	第8条、第9条及び第9条の3
	定年前再任用短時間勤務職員	短時間勤務職員

第20条の表中「第8条」を「第9条」に、「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「(昭和25年法律第261号) 第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削る。

第21条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第22条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

附則に次の1項を加える。

3 育児短時間勤務職員等に対する給与条例附則第5項の規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは、「)に、勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

第7条から第10条まで 略

第22条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

附則に次の1項を加える。

3 育児短時間勤務職員等に対する給与条例附則第5項の規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは、「)に、勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

第7条から第10条まで 略

第21号議案

伊奈町犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに町、町民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援について基本となる事項を定め、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減を図り、もって犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができる社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪被害者等 犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。第3号において同じ。）により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (2) 犯罪被害者等の支援 犯罪被害者等がその受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援する取組をいう。
- (3) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、風評、誹謗中傷、報道機関（報道を業として行う個人を含む。）による過度な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、プライバシーの侵害等の被害をいう。
- (4) 関係機関等 国、他の地方公共団体、警察その他の関係機関及び犯罪被害者等の支援に関する活動を行う民間の団体をいう。
- (5) 町民等 町内に居住し、滞在し、通勤し、通学し、又は活動する個人及び団体をいう。
- (6) 事業者 町内において事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (7) 犯罪行為 日本国又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過

失による行為を除く。) をいう。

(基本理念)

第3条 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等の支援は、被害の状況及び原因、二次的被害の状況等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に推進されなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、途切れることなく受け取ることができるよう推進されなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条の基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

2 町は、前項の施策が円滑に実施されるよう、関係機関等との連携及び協力を図るものとする。

(町民等の責務)

第5条 町民等は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、町及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等の支援に努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第7条 町は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むができるようするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

(見舞金の支給)

第8条 町は、犯罪行為により死亡した者（当該死亡の原因となった犯罪

行為が行われた時において町内に住所を有していた者に限る。附則第2項において同じ。)の遺族又は犯罪行為により傷害を受けた者(当該傷害の原因となった犯罪行為が行われた時において町内に住所を有していた者に限る。附則第2項において同じ。)に対し、規則で定めるところにより、見舞金を支給するものとする。

(人材の育成等)

第9条 町は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、相談、情報の提供、助言その他の犯罪被害者等の支援を担う人材の育成及び資質の向上のために必要な措置を講ずるものとする。

(民間支援団体への支援)

第10条 町は、犯罪被害者等の支援に関する活動を行う民間の団体に対し、その活動の促進を図るため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(町民等及び事業者の理解の増進)

第11条 町は、犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等の支援の重要性及び必要性について町民等及び事業者の理解を深めるため、情報の提供、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(意見等の反映)

第12条 町は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、犯罪被害者等からの意見及び要望を把握し、町が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に反映させるよう努めるものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第8条の規定は、この条例の施行の日以後に行われた犯罪行為により死亡した者の遺族又は傷害を受けた者について適用する。

令和5年2月24日提出

伊奈町長 大島 清

提 案 理 由

犯罪被害者等の支援を推進するための条例を整備したいので、この案を提出するものである。

第22号議案

伊奈町国民健康保険条例の一部を改正する条例

伊奈町国民健康保険条例（昭和34年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「平成18年厚生労働省告示第92号」を「平成20年厚生労働省告示第59号」に、「注7」を「注9」に、「第1項」を「前項」に改める。

第6条第1項中「42万円」を「48万8,000円」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、町長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。

第6条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第5条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第6条の規定は、令和5年4月1日以後に出産した被保険者に対する出産育児一時金の支給について適用し、同日前に出産した被保険者に対する出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

令和5年2月24日提出

伊奈町長 大島 清

提 案 理 由

健康保険法施行令が改正されたことに伴い、出産育児一時金の規定を改正したいので、この案を提出するものである。

第22号議案 参考資料

伊奈町国民健康保険条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>第1条から第4条の2まで 略 (一部負担金)</p> <p>第5条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。</p> <p>(1) 6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後であって70歳に達する日の属する月以前である場合 10分の3</p> <p>(2) 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である場合 10分の2</p> <p>(3) 70歳に達する日の属する月の翌月以降である場合(次号に掲げる場合を除く。) 10分の2</p> <p>(4) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第42条第1項第4号の規定が適用される者である場合 10分の3</p> <p>2 被保険者は、往診又は歯科訪問診療の給付を受ける場合に</p>	<p>第1条から第4条の2まで 略 (一部負担金)</p> <p>第5条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。</p> <p>(1) 6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後であって70歳に達する日の属する月以前である場合 10分の3</p> <p>(2) 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である場合 10分の2</p> <p>(3) 70歳に達する日の属する月の翌月以降である場合(次号に掲げる場合を除く。) 10分の2</p> <p>(4) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第42条第1項第4号の規定が適用される者である場合 10分の3</p> <p>2 被保険者は、往診又は歯科訪問診療の給付を受ける場合に</p>

において、当該往診又は歯科訪問診療が「診療報酬の算定方法」
(平成18年厚生労働省告示第92号) 別表第1第2章第2部第1節の往診料の項注4又は別表第2第2章第2部の歯科訪問診療料の項注7の規定に該当するものであるときは、当該往診又は歯科訪問診療の給付に要する費用のうち当該往診又は歯科訪問診療がこれらの規定に該当しないものとして算定した額を超える部分については、第1項の規定にかかわらず、一部負担金を支払うことを要しない。

(出産育児一時金)

第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に出産育児一時金として42万円を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、被保険者が出産したときにおいて当該被保険者の属する世帯に当該被保険者の子又は当該被保険者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の子が1人以上いる場合においては、当該世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として50万円を支給する。ただし、当該出産が死産又は流産であった場合は、この限りでない。

3 前2項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正11年法律第70号）、

において、当該往診又は歯科訪問診療が「診療報酬の算定方法」
(平成20年厚生労働省告示第59号) 別表第1第2章第2部第1節の往診料の項注4又は別表第2第2章第2部の歯科訪問診療料の項注9の規定に該当するものであるときは、当該往診又は歯科訪問診療の給付に要する費用のうち当該往診又は歯科訪問診療がこれらの規定に該当しないものとして算定した額を超える部分については、前項の規定にかかわらず、一部負担金を支払うことを要しない。

(出産育児一時金)

第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に出産育児一時金として48万8,000円を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正11年法律第70号）、

船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

第7条から第15条まで 略

船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

第7条から第15条まで 略

第23号議案

伊奈消防団の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(伊奈消防団の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 伊奈消防団の設置等に関する条例（平成4年条例第16号）の一部を次のように改正する。

題名中「伊奈消防団」を「伊奈町消防団」に改める。

第2条第2項中「及び区域は、別表のとおり」を「は、伊奈町消防団とし、その区域は、伊奈町全域」に改める。

別表を削る。

(伊奈消防団の定員、任命、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第2条 伊奈消防団の定員、任命、給与、服務等に関する条例（平成4年条例第17号）の一部を次のように改正する。

題名中「伊奈消防団」を「伊奈町消防団」に改める。

(伊奈町特別職の職員で非常勤の者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 伊奈町特別職の職員で非常勤の者等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

学校給食センター運営委員会	委員	日額	5, 200	1, 000
消防委員会	委員	日額	5, 200	1, 000

」

を

「

学校給食センター運営委員会	委員	日額	5, 200	1, 000

」

に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月24日提出

伊奈町長 大島 清

提案理由

上尾市に消防事務を委託することに伴い、関係条例を改正したいので、この案を提出するものである。

第23号議案 参考資料

伊奈消防団の設置等に関する条例 新旧対照表（第1条関係）

改正前	改正後						
<p>伊奈消防団の設置等に関する条例</p> <p>第1条 略 (消防団の設置、名称及び区域)</p> <p>第2条 法第9条第3号の規定に基づき、消防団を設置する。</p> <p>2 前項の消防団の名称及び区域は、別表のとおり _____とする。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>設置</th><th>管轄区域</th></tr></thead><tbody><tr><td>伊奈消防団</td><td>伊奈町大字小室4885番地</td><td>伊奈町全域</td></tr></tbody></table>	名称	設置	管轄区域	伊奈消防団	伊奈町大字小室4885番地	伊奈町全域	<p>伊奈町消防団の設置等に関する条例</p> <p>第1条 略 (消防団の設置、名称及び区域)</p> <p>第2条 法第9条第3号の規定に基づき、消防団を設置する。</p> <p>2 前項の消防団の名称は、伊奈町消防団とし、その区域は、 伊奈町全域とする。</p>
名称	設置	管轄区域					
伊奈消防団	伊奈町大字小室4885番地	伊奈町全域					

伊奈消防団の定員、任命、給与、服務等に関する条例 新旧対照表（第2条関係）

改正前	改正後
<u>伊奈消防団</u> の定員、任命、給与、服務等に関する条例 第1条から第16条まで 略	<u>伊奈町消防団</u> の定員、任命、給与、服務等に関する条例、 第1条から第16条まで 略

伊奈町特別職の職員で非常勤の者等の報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表（第3条関係）

改正前						改正後									
第1条から第6条まで 略 別表（第1条、第5条関係）						第1条から第6条まで 略 別表（第1条、第5条関係）									
職名		報酬額（円）		費用弁償額 (1日、円)		旅費額		職名		報酬額（円）		費用弁償額 (1日、円)		旅費額	
教育委員会	略	略	略	略	略	略	略	教育委員会	略	略	略	略	略	略	
から学校運 営協議会ま で 略								から学校運 営協議会ま で 略							
行政不服審 査会からス ポーツ推薦 審議会まで 略	略	略	略	略	町長等 の規定 を適用 する。			行政不服審 査会からス ポーツ推薦 審議会まで 略	略	略	略	略	町長等 の規定 を適用 する。		
学校給食セ ンター運営 委員会	委員	日額	5, 200	1, 000				学校給食セ ンター運営 委員会	委員	日額	5, 200	1, 000			
消防委員会	委員	日額	5, 200	1, 000				防災会議か ら期日前投 票立会人ま で 略	略	略	略	略			
防災会議か ら期日前投 票立会人ま で 略	略	略	略	略											

備考 略

備考 略

第24号議案

町道路線の認定について

次のとおり、町道の路線を認定することについて議決を求める。

路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地
4363	伊奈町大字小室 字津地2318番51地 先	伊奈町大字小室 字津地2320番29地 先	
4364	伊奈町大字小室 字津地2522番3地先	伊奈町大字小室 字津地2522番2地先	

令和5年2月24日提出

伊奈町長 大島 清

提 案 理 由

当該路線は、一般交通の用に供するため、新たに町道として認定したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、この案を提出するものである。

町道認定路線図
町道第4363号線



「ふれあい活動センター
ゆめくら

終点

起点

津地団地

町道認定路線図
町道第4364号線



津地団地

終点

起点